

## 空き家・空き地を所有されている方へのお願い

長瀬町では近年、毎年100人ほど人口が減少しており、町の活性化及び持続のために、人口減少率の改善を行うべく、移住窓口の設置等の各種移住施策を行っております。

そんな中、長瀬町への移住について関心を持っていただく方はいるものの、「住む家や土地が見つからない」との理由で移住を断念される方がいらっしゃいます。

そこで、町では、空き家・空き地を所有されている方で、「空き家や土地の管理が大変だから手放したい（売りたい）」、「町の発展のため、条件が合えば移住者の方に提供しても良い」、「手放したくはないが、賃貸であれば検討したい」という方からの情報提供をお待ちしております。所有されている空き家（空き地）を売りたい（貸したい）というご意向をお持ちの方は、下記までご連絡いただくか、役場2階企画財政課までお越しください。

※実際の仲介及び売買は、不動産業者やちちぶ空き家バンク等を介して行っていただきます。役場では皆さまのご意向を伺い、情報として蓄積し、希望される移住者がいらっしゃった場合に提供可能な物件等についてご紹介させていただきます。

※ご紹介いただいた物件等については、必ず提供されることをお約束できるものではございません。

### <ご紹介の流れのイメージ>

- ①空き物件（土地）を所有されている方から役場へ情報提供
- ②役場で情報を蓄積し、条件が合う移住希望者がいた場合はご紹介
- ③移住希望者が購入・賃貸を希望する場合は、所有者の方に連絡を行い、不動産業者等の仲介のもと、手続きを行う

**問合せ** 企画財政課 企画財政担当 ☎66・3111 内線222

## ちちぶ空き家バンクに掲載される町内空き家に補助金を交付しています

町では、移住定住推進のための町内空き家流通促進を目的として、ちちぶ空き家バンク※に空き家を掲載された所有者の方に対し、補助金を交付いたします。対象となる方は下記をご確認の上、お申し込みください。

※ちちぶ空き家バンク…秩父圏域1市4町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が協力して、土地・建物を所有している売主様・貸主様と空き家を買いたい・借りたい方の橋渡しを行う事業

- <申請対象となる方> 町内の空き家所有者（法人除く）
- <補助金の対象物件> ちちぶ空き家バンクへの登録を行った居住用の物件
- <申請期間> 令和3年12月24日（金）まで
- <補助金の額> 20万円
- <交付について>
  - ・予算額が上限に達し次第終了となります。
  - ・空き家バンクでの受付ができない物件は対象となりません。
  - ・土地のみのちちぶ空き家バンク登録は対象となりません。
  - ・市町村税等に滞納がある方は申請対象となりません。
  - ・様式は町HPよりダウンロードするか、窓口にお越しください。



詳細や交付の流れは、事前に町HPをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

**提出先・問合せ** （ちちぶ空き家バンク・空家流通促進補助金共通）企画財政課 企画財政担当  
☎66・3111 内線222